

太田市青年等就農計画認定審査会設置要綱

(設置)

第1条 青年等から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき申請のあった青年等就農計画(以下「就農計画」という。)について審査を行うことを目的として、太田市青年等就農計画認定審査会(以下「認定審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 認定審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 就農計画の認定に関すること。
- (2) 就農計画の変更認定に関すること。
- (3) 就農計画の認定取消しに関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

(組織)

第3条 認定審査会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる関係機関又は団体の職員等をもって充てる。

- (1) 農政部
- (2) 群馬県東部農業事務所
- (3) 太田市農業協同組合
- (4) 新田みどり農業協同組合
- (5) 農業委員会事務局
- (6) 太田市農業経営士会
- (7) その他認定審査会が必要と認める者

(会長)

第5条 認定審査会に会長を置き、農政部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、農業政策課長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 認定審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 認定審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 認定審査会の議事は、出席した委員全員の意見の一致により決するものとする。
- 4 認定審査会は、必要に応じて審査事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くこと

ができる。

5 認定審査会は、審査を迅速に行うために、文書の持ち回り方式により行うことができる。

(事務局)

第7条 認定審査会の事務局を農業政策課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。